

■市民税の減免の制度があります。

■昨年までは仕事をしていて収入があったのですが、今年は仕事がなく収入が大幅に減少しました。とても市民税を納めることができませんが、減免してもらえないのでしょうか。

▼市税条例で、下記のように場合（「当該年において所得が皆無となつたため生活が著しく困難となつた者又はこれに準ずると認められる者」など）は、市民税を減免すると定められているので、市役所の市民税課に相談してみてください。

ただし、「納税通知書を発した日から当該通知書に指定された納期限までに・・・申請書を市長に提出しなければならない」とも定められていますので、注意が必要です。

▼宇治市市税条例

（市民税の減免）

第 46 条 市民税の納税者が次の各号のいずれかに該当し、市長が必要と認める者に対し、市民税を減免する。ただし、減免すべき理由発生の日までに経過した納期に係る納付額（特別徴収に係るものにあつては、その理由発生の日属する月前に係る月割額）については、この限りでない。

- (1) 生活保護法の規定による保護を受ける者
- (2) 当該年において所得が皆無となつたため生活が著しく困難となつた者又はこれに準ずると認められる者
- (3) 雇用保険法(昭和 49 年法律第 116 号)第 13 条に規定する基本手当受給資格者
- (4) 震災、風水害、火災その他これらに類する災害を受けた者
- (5) 前各号に掲げるもののほか特別の事情がある者

2 市民税の納税者が次の各号の一に該当し、市長が必要と認める者に対し、当該各号に定める金額を減免する。

- (1) 市民税の所得割非課税の者又は前年の合計所得金額が所得控除額以下の者 均等割の 10 分の 5 相当額
- (2) 前年の合計所得金額が 1,350,000 円以下の障害者、未成年者、寡婦又は寡夫 税額の 10 分の 3 相当額
- (3) 勤労学生にして前年の合計所得金額が 600,000 円以下の者 税額の全部
- (4) 勤労学生にして前年の合計所得金額が 600,000 円を超え 650,000 円以下の者 税額の 10 分の 3 相当額

3 第 1 項の規定によつて市民税の減免を受けようとする者は、納税通知書を発した日から当該通知書に指定された納期限までに（特別徴収に係るものにあつては直ちに）減免を受けようとする理由を証明する書類を添付した申請書を市長に提出しなければならない。

4 第 2 項の規定によつて市民税の減免を受けようとする者は、第 27 条の市民税の申告をする際減免を受けようとする理由を証明する書類を添付した申請書を市長に提出しなければならない。ただし、市長が特に認める場合は、この限りでない。

5 第 1 項の規定により市民税の減免を受けた者は、当該減免を受けた事由に該当しなくなつたときは、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。

